

(仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告
について

令和 8 年 4 月 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、(仮称)宮城気仙沼風力発電事業環境影響評価準備書について、東急不動産株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、岩手県知事及び宮城県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：宮城県気仙沼市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：48,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 4 年 9 月 2 9 日
環境大臣意見受理	令和 4 年 1 2 月 8 日
経済産業大臣意見発出	令和 4 年 1 2 月 2 1 日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 5 年 3 月 2 2 日
住民意見の概要等受理	令和 5 年 6 月 1 9 日
岩手県知事意見受理	令和 5 年 9 月 4 日
宮城県知事意見受理	令和 5 年 9 月 8 日
経済産業大臣勧告発出	令和 5 年 1 0 月 1 6 日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 7 年 4 月 1 5 日
住民意見の概要等受理	令和 7 年 1 0 月 2 0 日
岩手県知事意見受理	令和 8 年 2 月 1 0 日
宮城県知事意見受理	令和 8 年 2 月 1 9 日
環境大臣意見受理	令和 8 年 3 月 6 日
経済産業大臣勧告発出	令和 8 年 4 月 9 日

問合先：電力安全課 小西、植田
電 話：03-3501-1511
(内線：4921)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書にとりまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

対象事業実施区域周辺及びその周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、事業者間で可能な限り情報を共有し、累積的な環境影響の評価に努めること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響について

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、本事業の実施により、工事用資材等の搬入に伴う騒音が最大で14 dB、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で15 dB、施設の稼働に伴う騒音が最大で5 dB増加する予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準等は超過しないものの、複数地点において現況値から大きく増加するとされている。

このため、工事用資材等の搬入を含む工事の実施、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、防音・防振対策、工事工程の調整等の環境保全措置を講ずることにより、騒音による環境影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音による生活環境への影響が生じる住居等に対して、環境保全措置及びその

効果を含む十分な事前説明を実施すること。また、環境監視を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響について

対象事業実施区域の周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの営巣及び繁殖が複数確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で準絶滅危惧として掲載されているハチクマやノスリ等の猛禽類の生息・営巣が確認されており、これらの猛禽類のブレード・タワー等への接近・接触や、ブレード・タワー等を忌避することによる繁殖等への影響に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているイヌワシ等の希少猛禽類の飛翔や猛禽類、カモ類等の渡り鳥の飛翔が確認されており、これらの鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測についても大きな不確実性が伴う。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害、誘引等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物に対する影響について

対象事業実施区域は県立自然公園内であるため、造成後の法面等の緑化工法の選定に当たっては、自然公園における法面緑化指針（平成27年10月環境省）等を踏まえ、関係機関等と協議の上で決定すること。

(4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響について

対象事業実施区域及びその周辺は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき水源かん養保安林、干害防備保安林、保健保安林に指定されているほか、一部は砂防法（明治30年法律第29号）に基づき砂防指定地に指定されている。これらのことから、土地の改変による水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への影響が懸念される。

このため、水源かん養保安林、干害防備保安林、保健保安林及び砂防指定地については、改変を極力回避するとともに、風車ヤード、道路等の設置場所、設計及び工法並びに風力発電設備の建設機材の選定に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化することで、土地の改変を最小限に抑制し、土砂の崩落又は流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避し、又は極力低減すること。また、やむを得ず発生する残土についても、対象事業実施区域内への土捨場の設置による処分を優先せず、関係機関等と十分に調整を行い、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを引き続き検討すること。

(5) 人と自然との触れ合い活動の場について

対象事業実施区域の全域は、「気仙沼市民の森」と重複しており、全ての風力発電設備が「気仙沼市民の森」の公園エリアに設置される計画となっていることから、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音、風車の影、景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。

このため、同エリアにおける施設稼働時の騒音、風車の影及び景観について適切に予測及び評価した上で、必要に応じて環境保全措置を講ずること。加えて、工事の実施期間において、工所用資材等の搬出入に伴う施設の利用及びアクセス等に対する影響が懸念される。特に、対象事業実施区域の周辺に存在する「気仙沼市民の森」の徳仙丈山エリアはヤマツツジ等の名所となっており、見頃を迎える5月頃には利用者数が多くなるため、本事業の実施に伴う影響について配慮が必要であることから、引き続き、関係する地方公共団体等と合意形成を図りつつ、これらの施設等の利用に対して配慮すること。さらに、アクセスへの影響については、車両台数のピーク時台数を低減させる等の環境保全措置を講ずることにより、影響を回避し、又は極力低減すること。加えて、本事業の実施に係る影響等について、「気仙沼市民の森」の関係機関等に対して十分に説明・協議した上で、その内容について評価書に適切に記載すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。